

## 電力量認証申請書類作成上の留意事項 (太陽光発電ファーム)

本資料は、「グリーン電力量認証申請ガイドンス」の補足として、太陽光発電ファームにおける電力量認証申請書類の作成において、留意していただきたい事項を記載した資料です。

申請にあたっては、本資料をご確認いただいた上で申請書類を作成し提出してください。

### (1) 電力量認証申請の対象期間

認証電力量の対象期間（始期と終期）については、最長1年間となります。

太陽光発電ファームについては、ファーム内設備が一体的な扱いであるため、全ての発電設備の対象期間が同じであることが原則ですが、計量器写真の撮影日の統一は現実的に難しく、電力会社による売電電力量計量器の検針も地区によって異なることから、対象期間の多少の相違を許容しています。多少の相違とは、原則として、同じ月内（1ヶ月以内）の撮影日・検針日を指します。

下記の例で示すと、始期については、設備認定日の翌日の4月1日がA宅の撮影日となっており、その他の発電設備の発電電力量の始期は原則として1ヶ月以内の相違を許容していることから、その他の発電設備の発電電力量計の撮影日は4月30日までとなります。

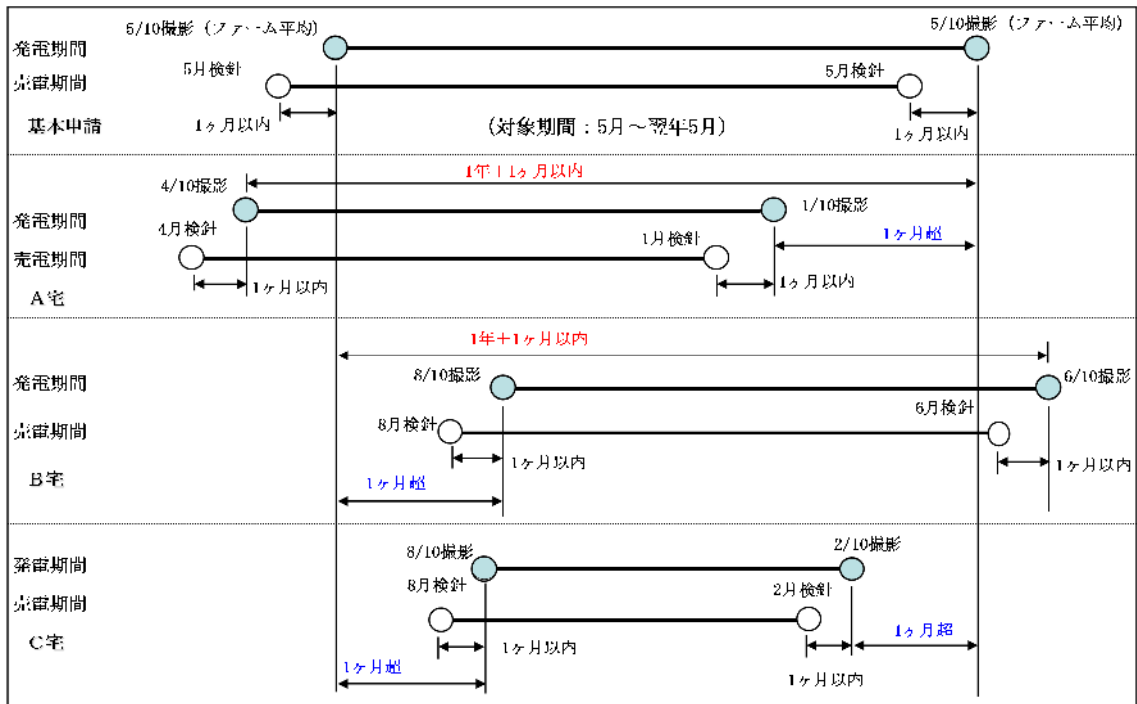
一方、発電設備ごとに発電電力量計の撮影日が異なることから、売電電力量計の検針日との差も発電設備ごとに異なることとなりますが、発電設備ごとの撮影日と検針日の差は原則として1ヶ月以内としてください。

終期については、C宅の4月1日が今回最も早い発電電力量の終期となっており、その他の発電設備の発電電力量の終期は原則として1ヶ月以内の相違を許容していることから、その他の発電設備の発電電力量計の撮影日は4月30日までとなります。

また、始期と同様に終期についても、発電電力量計の撮影日と売電電力量計の検針日の差は発電設備ごとに原則として1ヶ月以内としてください。

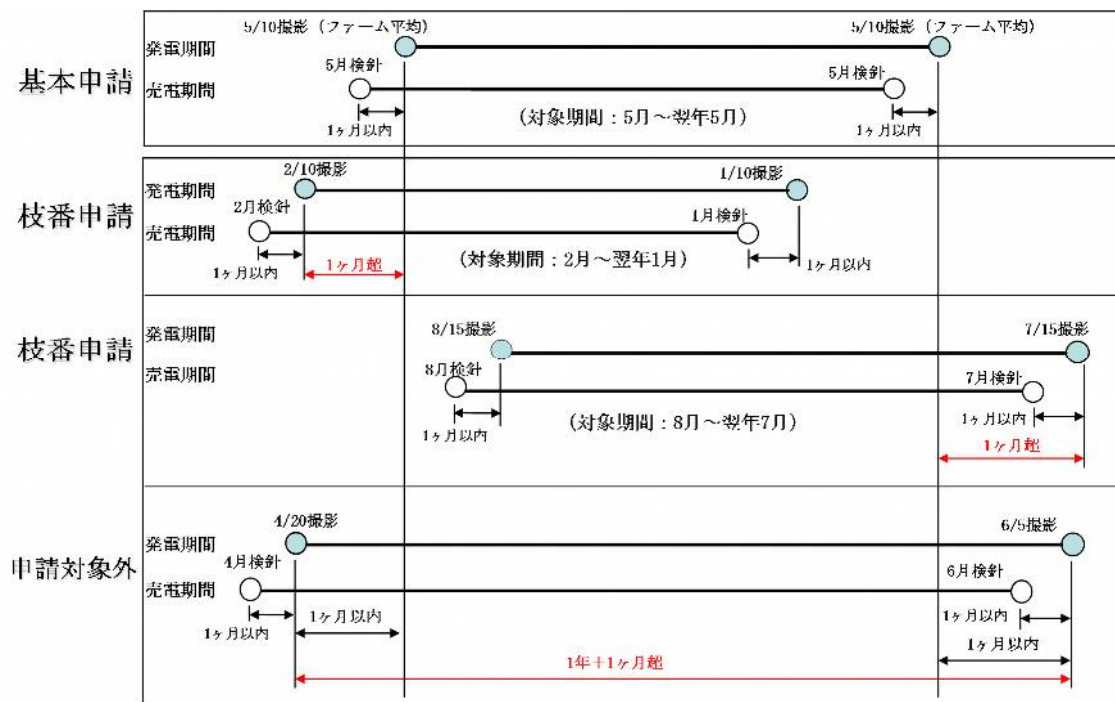
以上より、始期が最も早いA宅の4月1日から、終期の最も遅いB宅の翌年4月30日までが対象範囲となるため、対象期間は4月（始期）から翌年4月（終期）までとなり、次回の始期は今回の終期と同じ4月となります。

## 太陽光発電ファームにおけるグリーン電力認証申請期間（基本的な例）



なお、発電電力量計の最も早い撮影日と最も遅い撮影日の差が1ヶ月を超え、かつ基本ファーム内に納まらなかった場合は、ファーム内で発電期間を統一するまでの一時的な措置として、基本申請とは別に枝番申請することができます。

## 太陽光発電ファームにおけるグリーン電力認証申請期間（枝番申請の例）



## (2) 電力量認証申請時に提出する書類

- グリーン電力認証申請書（事務取扱要領 附属書 7）
  - グリーン電力認証対象電力量報告書（同 附属書 8）
  - 認証可能電力量の確認方法（同 附属書 10）
  - 太陽光発電ファーム認証可能電力量計算書（以下、「計算書」）（同 附属書 24）
- ※「太陽光ファーム詳細書」（附属書 19）については、設備容量の変更等記載内容の変更があった場合のみ、捺印版の提出が必要となります。

### 〔留意事項〕

- 申請書類については、プログラム化された審査書にて審査を行いますので、捺印版の申請書を提出される前にプログラム化された申請書及びエビデンス類を電子メールにて機構へ送付してください。
- 「認証申請書」の捺印版については、プログラム申請書とともに送付（紙媒体としての提出は不要）されてもかまいませんが、審査の段階で修正の必要が生じた場合は、再度押捺の上訂正版を提出して頂くことになります。  
捺印版を後で提出される場合は、一次審査にて問題がないと判断した場合に機構より連絡いたしますので、それを受けてから押捺の上、電子メールにて送付して頂くことになります。なお、申請書を修正し提出される際には、当初の申請日付を変更しないでください。
- 「認証対象電力量報告書」の対象期間については、太陽光発電ファームの場合計量器の撮影日や検針日が一律ではないため、月単位となります。
- 「認証可能電力量の確認方法」については、発電設備認定または認定済発電設備変更において承認された「認証可能電力量の確認方法」をベースに、承認された算定式を用いて実際に算定した認証可能電力量を、算定過程を含め追加記載したものを提出してください。
- 認証可能電力量の算定において端数処理をする場合は、発電電力量については切捨て処理を、売電電力量及び補機使用電力量については切上げ処理を行った上で認証可能電力量を算定し、最終的に小数点以下は切捨て処理してください。
- 「計算書」については、捺印版の提出は非公表用のみとしてください。  
なお、設備容量の変更等「太陽光ファーム詳細書」（附属書 19）の記載内容の変更を行った場合は修正の上、捺印版を提出してください。
- 太陽光発電ファーム内で、故障や検定有効期間満了により、対象期間内に計量器（発電電力量計、売電電力量計）を取替えた場合は、「計算書」に取外指示数、取付指示数および取替月日を記載してください。  
なお、計量器の取替えを行った場合は、「太陽光ファーム詳細書」（附属書 19）の計器番号を修正の上、提出してください。
- 補機使用電力量を計量器によらず補機の容量と稼働時間により算定する場合は、「計算書」に、使用する補機の内訳、各補機の容量並びに稼働時間等を明確にした上で算定過程を含め記載してください。
- 遠隔検針システムを導入している場合、機構においても遠隔システムを用いて発電電力量計および売電電力量計の指示数と計器 No.（製造番号）の確認を行います。

### (3) 認証可能電力量のエビデンスとして提出する書類

#### A. 発電電力量のエビデンス ①発電電力量計の場合

○始期の発電電力量計（検定済計量器）の写真

○終期の発電電力量計（検定済計量器）の写真

#### 〔留意事項〕

- 設備認定日以降、電力量認証申請の始期となる検定済発電電力量計の写真を撮影し提出してください。なお、設備認定時に検定済計量器を未設置で設置予定としていた場合は、設置後に計器 No,（製造番号）と有効期限が確認できる写真を撮影し、初回電力量認証申請時に提出してください。

また、設備認定日を始期とする場合は、設備認定の通知を受けた後に計量器の写真を撮影したことがわかるよう、撮影時間まで記載してください。

- 電力量認証申請の終期となる同じ発電電力量計の写真を撮影し提出してください。

なお、発電電力量計の終期の指示数については、次回の電力量認証申請における始期の指示数となります。

このため、2回目以降の電力量認証申請において、前回電力量認証申請における発電電力量計の終期の写真を今回の始期の写真として使用する場合は、始期としての発電電力量計の写真の提出は不要です。

- 写真撮影においては、指示数、計器 No,（製造番号）が容易に判読できるように撮影するとともに撮影者、撮影日時を記入してください。

計量器の写真を下方より撮影した場合、計量器カバーの反射等により指示数等の判読が難しく、またゴミの付着や表面の汚れにより読み値を誤った例もありましたので、指示数、計器 No, が判読できる写真を撮影してください。

指示数や計器 No, 等の判読が難しく、また撮影日時や撮影者が確認できないなど、証拠書類として不適正と判断される場合は、認証できませんのでご注意ください。

なお、写真については拡大して確認しますので、JPEG 等で写真を拡大できるファイルで提出してください。

- 検定済計量器の有効期限が切れていないか確認してください。

過去に、有効期限切れが発覚したため、後日認証を取り消した例があります。

なお、有効期限が切れていた場合でも、有効期限月末までの発電電力量については申請可能です。

- 対象期間内に計量器を取替えた場合は、旧計量器の取外指示数および新計量器の取付指示数が必要になりますので、取外計量器の終値の指示数、計器 No.が確認できる写真及び取付計量器の始値の指示数、計器 No.、検定有効期間が確認できる写真に、取替日（＝撮影日）を記載して提出してください。

過去に、対象期間内に計量器を取替えた際、取外計量器の終値としての指示数の写真を撮影していなかったため、認証可能電力量の算定対象外とした例がありましたので、取替えを行う際には、取外計量器の終期値の写真と取付計量器の始期値の両方の写真を撮影し提出して

ください。

- 初回電力量認証申請における発電電力量計の指示数（初期値）については、小数点以下切上げ処理してください。

2 回目以降の電力量認証申請における発電電力量計の指示数については、小数点以下切捨て処理してください。

ただし、発電電力量の計測が一旦途切れて継続していない場合や、計量器の取替え等により再度初期値を設定する場合は、初回申請と同様に発電電力量計の指示数は小数点以下切上げ処理してください。

なお、デジタル表示で明確に小数点以下まで明示されている場合は、小数点以下を含めた指示数を用いることができます。

### **B-1. 売電電力量のエビデンス ①検針票の場合**

○始期の電力会社発行の売電電力量検針票（写し）

○終期の電力会社発行の売電電力量検針票（写し）

#### **[留意事項]**

- 電力量認証申請の始期値となる電力会社発行の売電電力量検針票（写し）を提出してください。
- 電力量認証申請の終期値となる電力会社発行の売電電力量検針票（写し）を提出してください。

なお、売電電力量検針票の終期の指示数については、次回の電力量認証申請における始期の指示数となります。

このため、2 回目以降の電力量認証申請において、前回電力量認証申請における売電電力量の終期の検針票（写し）を今回の始期の検針票（写し）として使用する場合は、始期としての売電電力量計の検針票（写し）の提出は不要です。

- 検針票（写し）につきましては、始期月と終期月のみとし、途中月の検針票（写し）の提出は不要です。

なお、始期又は終期となる検針票（写し）が提出できない場合は、当該月の検針日や指示数が推測できる翌月の検針票（写し）に代えることができます。

- 提出された発電者の売電電力量検針票について、指示数や検針日等の数値の判読が困難なものもありますので、売電電力量検針票の写しをファックス等で収集される場合や検針票の写真をメール等で収集される場合は、記載内容（指示数、計器 No.、期間、検針日、電力会社名等）が容易に判読できるような写しや写真を収集し提出してください。

なお、証拠書類として不適正と判断される場合は、認証できませんのでご注意ください。

### **B-2. 売電電力量のエビデンス ②売電電力量計の場合**

○始期の売電電力量計の写真

○終期の売電電力量計の写真

## 〔留意事項〕

- 電力量認証申請の始期値となる売電電力量計の写真を撮影し提出してください。
- 電力量認証申請の終期値となる売電電力量計の写真を撮影し提出してください。  
なお、売電電力量計の終期の指示数については、次回の電力量認証申請における始期の指示数となります。  
このため、2回目以降の電力量認証申請において、前回電力量認証申請における売電電力量計の終期の写真を今回の始期の写真として使用する場合は、始期としての売電電力量計の写真の提出は不要です。
- 写真撮影においては、指示数、計器 No, (製造番号) が容易に判読できるように撮影するとともに撮影者、撮影日時を記入してください。  
計量器の写真を下方より撮影した場合、計量器カバーの反射等により指示数等の判読が難しく、またゴミの付着や表面の汚れにより読み値を誤った例もありましたので、指示数、計器 No, が判別できる写真を撮影してください。  
指示数や計器 No, 等の判読が難しく、また撮影日時や撮影者が確認できないなど、証拠書類として不適正と判断される場合は、認証できませんのでご注意ください。
- 対象期間内に計量器を取替えた場合は、旧計量器の取外指示数および新計量器の取付指示数が必要になりますので、電力会社発行の計器取替のお知らせもしくは売電電力量検針票（取外時、取付時の指示数が分かる資料で、電力会社によって異なる）の写しを提出してください。
- 売電電力量計の指示数については、小数点以下切捨て処理してください。  
なお、デジタル表示で明確に小数点以下まで明示している場合は、小数点以下を含めた指示数を用いることができます。
- 初回電力量認証申請時に、売電電力量計の写真と併せて、売電電力量検針票（写し）を提出してください（2回目以降の申請では、原則として売電電力量検針票は不要です）。

以上

## 附 則（2018年8月1日制定）

1. この留意事項は、2018年8月1日より施行する。